

輸出酒類に係る証明書の発行手数料について

令和6年4月23日

酒類を輸出する際に、輸出先国の政府機関から求められる輸出証明書（輸出促進法第15条に基づき発行されるものをいう。）のうち、国が発行する輸出証明書については、令和2年に制定された輸出促進法及び同法施行規則に基づき、令和7年4月1日以降、申請1件当たり870円の発行手数料の納付を要することとされています。

- ※ 輸出促進法：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）
- ※ 輸出促進法施行規則：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）

電子納付（ペイジー対応のATM又はインターネットバンキングによる支払い）は、一元的な輸出証明書発給システムを通じて行います。他の納付方法としては、収入印紙による納付も可能ですが、円滑な手続のために、原則、電子納付を御利用ください。

- ※ 一度納付された手数料は、返還できません。

（手数料の納付が必要となる証明書の種類）

以下に記載する輸出証明書であって、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1に基づき発行されるもの。

- ・ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書
- ・オーストラリアに輸出するウイスキー等に関する貯蔵年数証明申請書

- ※ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制への対応として必要となる、製造日証明書、製造地証明書、放射性物質検査証明書については、手数料は不要とされています。

お問合せ先

国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室

担当：国際交渉2係

代表：03-3581-4161（内線3164）